

西部

湾外避難（早期避難）勧告

令和6年8月28日

(05:00 発表)

関係各位

第六管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

台風10号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1 発出期間

令和6年8月28日（05:00）から勧告を解除するまでの間

（解除時期は、台風10号の暴風域が対象海域から抜ける時点を予定）

2 対象海域

瀬戸内海西部海域 別添のとおり。

3 勧告内容

- 瀬戸内海西部海域内（港則法適用港を含む。）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって、瀬戸内海西部海域外の台風の影響の少ない海域へ避難すること。
ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航（ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ。）することができる船舶は除く。
- 瀬戸内海西部海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避すること。
ただし、入域後、瀬戸内海西部海域内の台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航することができる船舶又は十分な時間的余裕をもって瀬戸内海西部海域外の台風の影響の少ない海域へ避難する船舶は除く。
- 対象船舶以外の船舶についても、安全な海域に避難しようとする場合は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

4 対象船舶

対象船舶は以下のとおり。ただし、内航定期旅客船、内航RORO船等の定期航路を運航する内航船舶及び限定近海以下を航行する内航船舶は除く。

- 自動車運搬専用船（長さ160m以上）
- コンテナ船（長さ160m以上）
- ガスタンカー（長さ160m以上）

- (4) タンカー (長さ160m以上)
- (5) 客船・フェリー (長さ200m以上)
- (6) 貨物船 (長さ200m以上)
- (7) 大型危険物積載船
 - ・総トン数5万トン以上の危険物船(液化ガス船を除く。)
 - ・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

5 その他(注意事項)

- (1) 本勧告は、避難行動の適切な時期を逸した船舶に対してまでも域外避難又は入域回避を促すものではない。
- (2) 避難先の海域については、船長等が、船舶の種類、大きさ、積荷の状況、台風の進路速力等を考慮して総合的に判断すること。
- (3) 本勧告は、港則法適用港の港則法第39条第4項による勧告が解除された場合、同港への移動及び入港について妨げるものではない。

(別 添)

○瀬戸内海西部海域

- ①来島海峡大橋（第1，2，3）、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋、生口橋、因島大橋、新尾道大橋を結ぶ線
 - ②愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台までを引いた線
 - ③関門港
- 上記①、②、③と本州、四国、九州の陸岸に囲まれた海域

○勧告対象港 45港（特定港11港）

- 広島県 尾道糸崎港、忠海港、竹原港、安芸津港、呉港、広島港、大竹港、土生港、重井港、佐木港、瀬戸田港、鮎崎港、木ノ江港、御手洗港、大西港、蒲刈港、厳島港
- 愛媛県 三机港、長浜港、郡中港、松山港、北条港
- 山口県 岩国港、久賀港、安下庄港、小松港、柳井港、室津港、上関港、平生港、室積港、徳山下松港、三田尻中関港、秋穂港、山口港、丸尾港、宇部港、小野田港、厚狭港（※関門港については、福岡県に記載）
- 福岡県 関門港、苅田港（※中津港については、大分県に記載）
- 大分県 中津港、別府港、大分港、佐賀関港